2026 年 11 月 11 日
中国電力ネットワーク株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
（離島等供給約款以外の供給条件）

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第２項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表１（燃料費調整額の算定）（２）ロ（イ）ｅおよび（ロ）ｅに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で、別表２（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（1）　別表１（燃料費調整額の算定）（２）ロ(イ)ｅおよび(ロ)ｅに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
２（適用期間）に定める適用期間のうち2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10ワットまでの１灯につき	3.88	0.35
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	7.77	0.71
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	15.54	1.41
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	23.30	2.12
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	38.84	3.53
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	19.42	1.77
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	11.60	1.05
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	23.20	2.11
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	11.60	1.05

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.31	0.03
総容量が50ボルトアンペアをこえ	0.63	0.06
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	0.63	0.06
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	6.26	0.57
１キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が１キロボルトアンペアをこえ	6.26	0.57
３キロボルトアンペアまでの場合		
１キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	6.58	0.60
契約電力 0.5 キロワットの場合	3.29	0.30
１日につき		
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	1.64	0.15
契約電力１キロワットの場合１日につき	3.29	0.30
契約電力２キロワットの場合１日につき	6.58	0.60
契約電力３キロワットの場合１日につき	9.87	0.90
契約電力４キロワットの場合１日につき	13.16	1.20
契約電力５キロワットの場合１日につき	16.45	1.50
農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
契約電力１キロワット１日につき	11.84	1.08
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	5.92	0.54
深夜電力Ａ		
１契約につき	100.00	9.09

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	15.00	1.36
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	1.00	0.09
上記以外		
１キロワット時につき	1.00	0.09
高圧で供給を受ける場合		
１キロワット時につき	0.50	0.05

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
２（適用期間）に定める適用期間のうち2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10ワットまでの１灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	87.39	7.94
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ	2.82	0.26
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	2.82	0.26
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	28.17	2.56
１キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が１キロボルトアンペアをこえ	28.17	2.56
３キロボルトアンペアまでの場合		
１キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	29.61	2.69
契約電力 0.5 キロワットの場合	14.81	1.35
１日につき		
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	7.40	0.67
契約電力１キロワットの場合１日につき	14.80	1.35
契約電力２キロワットの場合１日につき	29.60	2.69
契約電力３キロワットの場合１日につき	44.40	4.04
契約電力４キロワットの場合１日につき	59.20	5.38
契約電力５キロワットの場合１日につき	74.00	6.73
農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
契約電力１キロワット１日につき	53.29	4.84
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	26.65	2.42
深夜電力Ａ		
１契約につき	450.00	40.91

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	67.50	6.14
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	4.50	0.41
上記以外		
１キロワット時につき	4.50	0.41
高圧で供給を受ける場合		
１キロワット時につき	2.30	0.21

（２） 別表２（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10ワットまでの１灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	4.123	0.375
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	4.926	0.448
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.463	0.224

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
１キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が１キロボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
３キロボルトアンペアまでの場合		
１キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	1.397	0.127
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
１キロワット	0.699	0.064
２キロワット	1.397	0.127
３キロワット	2.094	0.190
４キロワット	2.793	0.254
５キロワット	3.491	0.317
農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
契約電力１キロワット１日につき	2.515	0.229
深夜電力Ａ		
１契約につき	21.230	1.930

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合で、従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	0.212	0.019
低圧で供給を受ける場合で、上記以外		
１キロワット時につき	0.212	0.019
高圧で供給を受ける場合		
１キロワット時につき	0.177	0.016